

## 株式会社 L. B. G 行動計画

仕事と子育てを両立しながら長期的に安心して働くことができる職場環境を整備することで、すべての社員がその能力を發揮して活躍することができる会社とするため、本行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2 年 1 月 1 日 ~ 令和 4 年 12 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1 : 計画期間内に、1 名以上の男性社員が育児休業を取得すること。

<対策>

- 令和 2 年 1 月 ~ 男性社員の育児休業取得を促進するための規定を育児・介護休業規程に規定し、育児休業制度について資料を用いてその内容を周知
- 令和 2 年 6 月 ~ 配偶者が出産予定の男性社員を把握し、出産・子育て相談窓口より産後 8 週間以内の育児休業取得について個別に説明

目標 2 : 出産・子育て相談窓口を設置し、育休復帰支援プランに沿った支援の実施。

<対策>

- 令和 2 年 1 月 ~ 出産・子育て相談窓口の設置と周知
- 令和 2 年 1 月 ~ 相談窓口による育休復帰支援プランに沿った支援開始

目標 3 : 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業、健康保険法に基づく出産手当金など諸制度の説明

<対策>

- 令和 2 年 1 月 ~ 資料を用いて、妊娠をした女性社員へと各種制度内容の個別説明の実施